



2023-2024 週報

西脇ロータリークラブ 2680 地区



No.42 第2820回 令和6年6月10日

今週の歌:それこそロータリー

プログラム 「会員卓話」

細田俊之会員、中川良太会員

会長 高瀬幸一郎 幹事 東口喜樹

例会日 月曜日 12:30-13:30

例会場 西脇ロイヤルホテル 2F Tel:0795(23)2000

事務局 西脇商工会議所内

〒677-0015 西脇市西脇 990

Tel:0795(22)3901 Fax:0795(22)8739

RI テーマ : CREATE HOPE in the WORLD ~世界に希望を生み出そう

6月3日(月) 第2819回例会記録

◎出席・・・会員数 48 名 出席 38 名 MU 2 名
(出席免除会員 9 名・休会 3 名)

会長の時間 高瀬幸一郎会長

物価の上昇が続いております。物の価値が上がり相対的に貨幣の価値が下がるインフレ状態のなかでも、賃金、金利も上がり消費が伸びるよいインフレ



(好景気) ならよいのですが、不景気の中、物価が上がるといふスタグフレーションでは次のような悪循環がおこります。景気が悪い中、先行きが不安な中で物価が上昇する→企業の業績が悪化して給料が上がらなくなる→消費が減ってさらに景気が悪くなる→現金、預貯金の価値が低下する→生活がどんどん苦しくなる。デフレの脱却がスタグフレーションなら最悪です。これを反対の言葉に置き換えてみますと、先行きの景気が良くなる前提のうえで、物価が上昇する→企業の業績が良くなり給料があがる→先行きに安心感があるので消費が増え景気が良くなる→現金、預貯金の価値が上がる→生活がどんどん豊かになるということは、先行きが安心であるか、不安であるかの違いがこの差の根源であると思ってしまいます。

ロータリークラブにおきましても、物価高は他人ごとではございません。事前に皆様に幹事から送信させていただいた理事会で承認された西脇ロータリークラブ細則の一部改正につきまして、只今より臨時総会を開催させていただき、ご承認いただきたく存じます。改正内容は次の通りでございます。

①細則 6 条第 2 節会費を年額 220,000 円から 250,000 円にする件

②11 条出席義務規定の一部 () 内の内容削除の件

③16 条改正の中の文言変更の件

以上、細則の改正に異議はございますでしょうか。

〈拍 手〉

異議がないようですので、本件は総会において承認されました。効力は令和 6 年 7 月 1 日からでございます。また細則に定めはございませんが、年会費増額によりビジターフィも 2,500 円から 3,000 円となります。これをもちまして臨時総会を閉会させていただきます。

幹事報告

(来 信)

○ガバナー事務所より、

・「台湾東部地震災害」支援金ご協力お礼

・決議案提出のお知らせと郵便投票へのご協力をお願い

・ロータリー親睦活動月間リソースのご案内

○富良野 RC、柏原 RC より、週報

(報 告)

・例会終了後、理事会を開催します。

委員会報告

○地区規定審議委員会

藤原都子委員

規定審議会で制定案と決議案の両方を審議し、投票していただいております。今回は決議案が 6 件出ていますのでご報告致します。

決議案とは、組織規定文書 (RI 定款と細則クラブ定款) に記載されている事柄の範囲外で、RI 理事会

またはロータリー財団管理委員会に（要望をだす）
よる決定を求めるものです。

【決議案①】

国際ロータリーに対し、各地区に地区規定審議委員会を設置することを推奨するよう要請する件
（提案クラブ 神戸西神ロータリークラブ）

【決議案②】

ロータリーの会員連携と更なる会員増強のために、
ロータリーの地区が入会年度に応じた同期会の設置
を検討するよう R I 理事会に要請する件
（提案クラブ 加古川中央ロータリークラブ・神戸
中ロータリークラブ）

【決議案③】

ガバナーが歴浅会員の地区委員会への積極的な参加
を推奨するよう R I 理事会に要請する件
（提案クラブ 甲子園ロータリークラブ）

【決議案④】

ロータリー財団の年次基金寄付と恒久基金収益の分
配について、地区の比率を高めることを検討するよ
う RI 理事会に要請する件
（提案クラブ 神戸中ロータリークラブ）

【決議案⑤】

クラブがロータリー財団の地区補助金を利用するに
あたって地区の補助金の割合を高め、クラブ負担金
の割合を下げることを検討するよう R I 理事会に要
請する件

（提案クラブ 神戸中ロータリークラブ）

【決議案⑥】

ロータリー財団の地区補助金の事業について、原則
単年度を基本として、最長3年まで支援することを
検討するよう R I 理事会に要請する件

（提案クラブ 神戸中ロータリークラブ）

※神戸中央 RC からの3つの決議案は採択されるこ
とで、もっとクラブ活動費増えるのではないかと
いう決議案です。各クラブに投票にかかるメール配
信がなされております。開票日は 6/18 となってお
ります。西脇 RC におきましても普段からクラブ運
営について思われる事などあることと存じます。
常にこれが普通でなくこれを変えたらもっとクラブ
がよくなるのではないかと、不合理なこと等あれば是
非、決議案をだして頂きたいと思ひます。

○蘆田裕三次期幹事

5月30日(木)、東播第3グループ2024-25年度第
1回会長幹事会が開催され、園田エレクトと出席し
て参りました。次年度ガバナー補佐は三木 RC の金
鹿ガバナー補佐で、IM の日程は 2025 年 2 月 1 日

(土)、ネスタリゾート神戸での開催となります。

○雑誌広報委員会

井上勝彦委員長

今月の「ロータリーの友」について、お勧めの原
稿を紹介します。まず、P14～P19 の「パキスタン
のポリオ最前線」です。日本チームの現地活動の報
告が掲載されています。安全な水の問題については、
水に恵まれた我々の現状に感謝する一方、現地のひ
っ迫した状態の大変さを痛感します。また、ロータ
リアンにできることの第一歩は寄付であることが記
載されていますが、改めて寄付の大切さを教えられ
る記事であると感じ入ります。



ニコニコ箱

高瀬(英)会員 神戸東 RC に卓話に行ってきました。

園田会員 今日は測量の日です。神戸新聞に書い
てありますので、見てください。

藤原(都)会員 欠席が続き申し訳ありません。5RC ゴ
ルフではありがとうございました。私
にとってのベストスコアが出ました。
後藤プロにも感謝です。

伊達会員が「兵庫県功労者賞」を受賞
されましたネ。おめでとうございます！

※本日のニコニコ 32,000 円

誕生祝・結婚記念日祝・連続出席祝 32,000 円

※本年度累計額 (6/3 現在) 1,804,595 円

🌸 本日の花：アルストロメリア

プログラム

「会員卓話」

○笹倉照暉会員

地域活性プロジェクト

「逆流ドライブ」

～人の流れを西脇・多可に～

◇「逆流ドライブ」とは、

西脇/多可を活性化するための地域活性プロジェ
クトです。

兵庫県の一級河川「加古川」。加古川は朝来市
と丹波市の協会にある粟鹿山(アガヤマ)を源とし、杉
原川、野間川など6本の支流が合流しています。人
口も水の流れのように河口付近に流れていきます。
その流れを逆流させるが如く、河川上流の町魅力の
届けるプロジェクト。その名も「逆流ドライブ」で
す。

「逆流ドライブ」は、西脇市・多可町周辺人口の減
少に対抗し、この地池への訪問者を増やすためのプ
ロジェクトです。このプロジェクトの目的は、加古



川市やその周辺地域から西脇市への人口「逆流」を促進し、地域の魅力を広めることです。これを実現するために、ケーブルテレビやYouTubeなどのメディアを活用し、観光スポットや地元の特産品などを紹介して、訪問者を呼び込む取り組みを行います。「逆流ドライブ」の名前は、加古川の流れを逆流させるように、人々の流れを逆向きにし、この地域を訪れる人々に新たな体験と楽しみを提供することを象徴しています。

◇西脇市・多可町の人口

近年、西脇市の人口が年々減少していることは課題です。年に400人ずつの減少という数字を耳にし、単純に計算すると20年後には人口が3万人を切ってしまう可能性があります。この人口減少と流出の問題は何年も前から予測されており、議論されてきましたが、特に効果的な対策を取られていない現状です。

西脇市行政は観光促進に取り組んでいますが、個々の店舗や個人施設が効果的なPRを行うことが難しいため、手詰まりになっているように思われます。この状況の中で、個別の店舗や事業所が市外に向けて情報を発信し、人を呼び寄せる取り組みを行うことが重要です。玉木新雌さんのように、1つの企業でも市外へ発信し、人を魅了する動きは非常に価値があります。こうした店舗や事業所が増えれば、地域全体にとってより効果的な戦略の一環となるでしょう。

○吉田康志会員

「相続登記の義務化」

所有者が亡くなったのに相続登記がされないことによって、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題となっています。

この問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになり、令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

(1)相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

(2)遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

(1)と(2)のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料（行政上のペナルティ）の適用対象となります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。

- ・相続登記を行うことで、権利関係が明確となり、直ちに不動産の売却や担保としての活用が円滑にできるようになります。
- ・相続登記を行わず放置している間に、新たな相続が発生すると、さらに相続人が増え、権利関係がより複雑になるおそれがあり、お子さんやお孫さんの世代に、多大な負担を先送りすることになります。
- ・権利関係が確定していないため、不動産の処分がすぐにできない場合があります。
- ・相続登記が行われていない場合には、災害が発生した際などに、所有者の特定が困難なため復旧作業の妨げになるなどの問題（所有者不明土地問題）が発生します。

【相続人申告制度】

改正不動産登記法では、「相続人申告登記」という制度が新しく作られました。これは、不動産を相続した人が法務局の登記官に対し「私が不動産の相続人です」と申し出て登記してもらう制度です。

上記のとおり、改正法のもとでは、不動産の所有者となったことを知ってから基本的に3年以内に相続登記しなければなりません。遺産分割協議が終わっていないなどの事情により、相続登記をするのが難しいケースもあるでしょう。そこで、先に「自分が相続人です」と法務局に申請することにより、上記の義務を履行したことにしてもらえるのが、相続人申告登記制度です。相続人申告登記の申請があると、登記官はその不動産の登記に申出人の氏名や住所などの情報を付記します。この時点では正式な相続登記ではありません。その後、遺産分割協議などを行って相続人が確定したら、その日から3年以内に正式な相続登記（名義変更）をすれば相続人は義務を履行したことになります。



今後のプログラム

6月17日(月) 「卓話」 井上会員、プログラム委員会
7月1日(月) 「クラブフォーラム」
7月15日(月) 休 会

6月24日(月) 「最終例会」
7月8日(月) 「クラブフォーラム」
7月22日(月) 「クラブフォーラム」

高瀬会長のテーマ：職業人としてプライドを持とう！